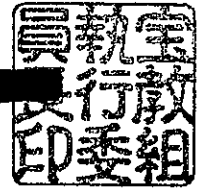


宝塚市教育委員会  
教育長 森 恵実子 様



2020年11月26日

宝塚市教職員組合  
執行委員長



## 年度末人事異動に関する申し入れ

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より、宝塚市の教育発展のためにご尽力いただき、心より感謝いたします。

さて、年度末に行われます人事異動に関しましては、例年、申し入れを行っておりますので、その主旨につきましては十分ご理解いただいているものと存じます。人事異動そのものが、学校現場をいっそう活性化させ、教育活動をより充実させるうえでたいへん大きな影響力を持つということはいまでもありません。また、教職員の勤務条件にかかる重要な問題でもあります。

そこで、私たちは下記事項の実現こそが、上記の目的にかなう方向であると確信しております。

つきましては、貴教育委員会として、下記の項目を十分にご検討のうえ、誠意をもって対処されますよう、申し入れます。

### 記

#### < 基本的事項について >

1. 人事異動は本人の意志を尊重して「希望と納得」を基本とし、不当な転退職は行わないこと。
2. 人事異動は全て公平の原則に従い、年令・性別・思想・信条・学歴等による差別的な取り扱いを行わないこと。
3. 人事異動に関して、宝塚市教職員組合と十分に話し合うこと。
4. 組合役員(宝教組・分会)については、考慮すること。

#### < 退職について >

1. 本人の自発的の希望によらない退職の強要は、一切行わないこと。また、性別・共働き・資格・職種等による差別的な取り扱いはしないこと。
2. 退職しない者に対する懲罰的な転任・転補、及び退職予約等の条件を強要しないこと。

#### < 配置換等について >

1. 本人の意志を無視したり、予告なしの不意打ち、報復的・懲罰的な意味をもつ配置換等を行わないこと。特に教育実践に関わる事柄を理由とした強制的な配置換等は報復的・懲罰的要素があるので行わないこと。
2. 同一校在籍年数など、年数を区切った画一的な異動の強要は行わないこと。
3. 別居を余儀なくされたり、家庭生活の破壊をまねくような配置換等を行わないこと。また、妊産婦、乳幼児をもつ教職員、病気回復直後の教職員、あるいは家庭に特別な事情のある教職員は、特に本人の意志を尊重するなど、身体的・家庭的条件などを十分考慮すること。
4. 管外にわたる異動は、本人の意志による以外、絶対に行わないこと。
5. 校種間の交流は、希望者のみに限ること。
6. 異動に関しての予告は、内示の10日前に行い、内示は3月16日までにを行うこと。
7. 統廃合にかかる学校の教職員の異動については、勤務校の希望を配慮すること。

#### < 人事行政上の問題について >

1. 県公立学校採用候補者名簿登載者の中で、本市で勤務経験のある臨時採用教職員を優先的に採用すること。
2. 定員の完全配置を行うこと。やむを得ない場合を除き、定員内臨時採用を行わないこと。
3. 「年度当初」の在籍児童・生徒数及び学級数を正確に把握し「4月1日人事」を行うこと。
4. 新採用者の配置は、学校の教職員数・規模等を考慮して行うこと。